

北タイ班 A

1960年代から2004年までにおける焼畑民ヤオ（ミエン）族の土地利用の変遷 増野高司（総合研究大学院大学 生命体科学専攻）

キーワード：タイ北部，ヤオ族，土地利用，焼畑，土地権
調査期間・場所：2004年2月～3月，2004年7月～2005年1月，
2005年2月～5月．タイ北部パヤオ県チェンカム郡パーデン村

Land use change in a Yao (Mien) village at Northern Thailand from year 1960 to 2004 Takashi MASUNO (The Graduate University for Advanced Studies)

Key Words : Northern Thailand, Mien, Yao, Land use, Shifting cultivation, Land tenure
Research Period : Feb. - Mar. 2004, Jul. 2004 - Jan. 2005, Feb. - May. 2005.
Research Site : Phayao Province, Thailand

要旨

本研究の目的は、タイ北部パヤオ県山間部のヤオ族村落における、1960年代から2004年までにおける土地利用の変遷を明らかにすることである。その結果は以下の通りである。

① 1960年代末において調査村周辺には、すでに原生林とよべるような森林はみられず、疎林を利用した焼畑が広く営まれていたと考えられる。そして1990年頃まで樹木を伐採するような焼畑が行なわれていた。村では1980年代からケシに代わる換金作物の導入が試みられたが、直ちに常畑化が進んだわけではなかった。そして1990年代中頃に化学肥料と除草剤を用いて換金用のトウモロコシが栽培されるようになると常畑化が進んだ。

② 村の土地利用に影響を与えた国家政策として、(i)1960年代末に政府によるケシ栽培に対する取り締まり、(ii)1987年に行なわれた村落間の境界の設定、(iii)1991年に森林局が行なった森林と農地の区分、が挙げられる。特に1991年に森林局が調査村周辺地域において森林と農地の区分を行なうと、村民が利用できる土地は大幅に制限され、常畑化が強いられることになった。

③ 調査村では村レベルでの土地管理は行なわれていなかった。村では、慣習として新規に開墾した畑については開墾者が利用権を得ることができた。少なくとも1970年代には畑の利用権はすでに財産として認識されていた。そして畑の利用権は世襲されるとともに金銭と交換可能なものと考えられていた。森林局によって村の土地利用が制限された結果、畑の利用権は畑を新規に開墾して得るものではなく、親から子へ相続（分与）されるものになっている。

1. 研究の目的および方法

本研究の目的は、タイ北部パヤオ県山間部のヤオ族村落における、1960年代から2004年までにおける土地利用の変遷を、畑の空間的分布とその利用歴から明らかにすることである。

調査は調査村の民家に住み込みの形で行った。村内の家族構成、就業状況、家族の経歴、家畜飼育の状況に関しては、全戸に対してアンケート調査を実施した。2004年度における村の畑の分布および森林と畑との境界についてハンディGPSを用いた簡易測量を行った。

村民のF家の畑に関して集中的な調査を行なった。調査では、F家がこれまでに利用してきた畑について、ハンディGPSを用いて畑の概略的な分布図を作成し、それらの畑の利用歴について調査を行なった。

2. 調査地の概観

パーデン村はヤオ族の村で、パヤオ県チェンカム郡の標高約 950m に位置する周囲を森に囲まれた山村である [増野 2003]。2004 年の村の人口は 20 戸 128 名である。パーデン村では全戸が農業に従事しており、これが村の主要な生業となっている。村では農業以外の生業として雇用労働、出稼ぎ、家畜の飼育などが行なわれている [増野 2005 印刷中]。

調査村は開村後少なくとも 100 年以上が経過している。ラオスとタイの間で 1968 年に起きた戦乱によって村は一度焼失したが、1970 年に同じ場所に再建された。調査村周辺では、この戦乱から 2004 年までの間に少なくとも合計 10 カ所の村落が移転または消失した。

3. 1960 年代から 1970 年代

1) 農業技術

1969 年の情報を元に作成され、1978 年に発行された 5 万分の 1 の地形図（以下「1969 年地形図」）によると、調査村周辺半径 7 キロメートル以内には、疎林のみが広がり、鬱閉林は見られない¹⁾。1960 年代末にはすでに調査村周辺には原生林とよべるような森林は見られず、疎林を利用した焼畑が広く営まれていたものと考えられる。さらに「1969 年地形図」からは標高約 700m から約 1250 m の山腹に点在する耕作地や、標高約 500 m に位置する水田と考えられる耕作地を見て取ることができる。

2) 作物

村での聞き取り調査から村で栽培されていた主な作物として陸稲、トウモロコシ、ケシが挙げられた。このほかにアブラナなどの野菜類も栽培されていた。陸稲は焼畑によって自給用に栽培された。トウモロコシは自給用



写真 1 村の南の山腹に残る
ケシ畑跡地に見られる石積み
(2004 年 12 月 27 日筆者撮影)



写真 2 村の南の山腹に残る
ケシ畑の境界を示す石
2003 年 11 月 7 日筆者撮影)

と飼料用とがあり、焼畑もしくはケシ畑を利用した常畑で栽培された。陸稲とトウモロコシは雨期を利用した一期作で栽培された。ケシはアヘンとして利用されるその樹脂を採取するために調査村の南側の山腹で盛んに栽培された。ケシ畑では、畑の耕起が行なわれた。このケシ畑では、ケシとトウモロコシの二毛作も行なわれた。

3] 土地

F家では、1980年以前に両親から4カ所の畑の利用権を分与されている。このように、畑の利用権は親族内で受け継がれている。

調査村の南の山腹ではケシが盛んに栽培された。現在このケシ畑跡地には、畑を耕した際に出た石を一カ所に集めた石積みが無数に残っている(写真1)。また、ケシ畑跡地には畑の境界を示す石も残っている(写真2)。このようなことから、ケシ畑同士が隣り合っていたこと、村民がケシ畑の所有意識を持っていたことがわかる。

4] 流通

「1969年地形図」によると調査地域には、まだ車道は開通していなかった。村同士は踏み分け道で結ばれている。村民によると、移動にはもっぱらウマが利用されていた。このため農産物の町への大量輸送は極めて困難だった。

この時代には、村ではケシが盛んに栽培されていた。ケシから採取されたアヘンは一部は村内で薬や吸引用に用いられたが、主に換金用に販売された。アヘンは、個人売買と、商人による買い付けの二通りで流通された。調査村では1960年代頃まで、ホー族²⁾の商人が毎年10月から1月にかけての約3ヶ月間、アヘンの買い付けを目的として村の南の山腹に雑貨店を開いた³⁾。村の南の山腹には当時の雑貨店のかまど跡と言われる石が残っている(写真3)。商人達はアヘンと、さまざまな生活用品や米を原料に作られる麺との物々交換を行なった。

4. 1980年代から2004年

ここではF家の畑に関して行なった1981年から2004年の耕作地および栽培作物の履歴に関する調査を中心に、調査村の農業技術、作物、土地、流通について見てみる。

1] 農業技術

(1) 出作り小屋を利用した焼畑

調査村では1980年代においても、焼畑が営まれていた。畑が遠い場合、焼畑の近くに出作り小屋を作り、耕作者はそこで寝泊まりしながら耕作を行なった。出作り小屋には、戸別の出作り小屋の他に、複数世帯が利用可能な大型の出作り小屋があった。大型の出作り小屋には「長屋型出作り小屋」と、戸別の出作り小屋が1カ所に集まった「出作り小屋群」とがあった。特に大型の出作り小屋を利用した場合、複数の世帯が同じ場所で生活しているのので、農作業における労働交換を円滑に行なうことができるほか、畑を開墾する際の農道作りを共同で行なうことができるなどの利点があった。

1980年代以降に村では3カ所の大型の出作りが利用された。そして1990年に村の北東へ約1.9キロメートル離れた地域に作られた出作り小屋が、村で最後の大型の出作り小屋となった。

(2) 輪作と休閑期間

F家の畑において体系だった輪作および畑のローテーションは見いだされなかった。綿花や換金用トウモロコシでは連作も行なわれていた。特に換金用トウモロコシでは1999年から2004年まで6年間連作が行なわれ、畑は常畑化している。休閑期間について見てみると、F家の畑では最長で休閑期間が10年の畑が見られた。



写真3 村の南の山腹に見られる
雑貨店跡地に残る石

(2004年9月14日筆者撮影)

(3) 農薬と化学肥料の利用

F家では、1988年に綿花を栽培した際に、初めて殺虫剤と肥料が用いられた。また、調査村において初めて農薬と肥料が利用されたのは、1985年頃に、綿花の栽培が村に導入された時だった。

1990年代中頃に換金用のトウモロコシが村に再び導入されると、化学肥料と除草剤の利用が広まった。2004年には、換金用のトウモロコシだけでなく自給用の陸稲の栽培においても化学肥料と除草剤が利用されている。

2] 作物

(1) 栽培された作物の種類

F家の畑では、これまでに、陸稲、トウモロコシ、ケシ、綿花、アズキ、ショウガの栽培を行ってきた。この中でケシ、綿花、アズキ、ショウガは換金作物である。トウモロコシは食用の他に、飼料用と換金作物用の合計3種類があった。陸稲は毎年自給用に栽培されている。ただし、陸稲が販売された事例も1事例確認された。F家ではほぼ毎年、陸稲と何らかの換金作物を組み合わせ耕作してきたことが明らかになった。

村全体では上記の他に、これまでに、コーヒー、レイシ、リュウガン、ゴム、ミカンが栽培された。コーヒーは1980年代後半に政府が苗を無償で配布したために植栽されたが、その後数年で全滅した。レイシ、リュウガン、ゴム、ミカンは村民によって1998年以降に植栽されるようになったものである。

(2) 栽培作物の変遷

F家の栽培作物の変遷を見てみる。F家では1984年と1985年に、換金用トウモロコシの栽培を行なったが、育ちが悪かったので栽培を続けることを断念した。アズキは政府が種子を無償で配布したもので、1987年のみ栽培された。綿花の栽培が1988年から1993年にかけての6年間行なわれた。また1999年以降現在まで、再び換金用のトウモロコシ栽培が行なわれている。そして、このトウモロコシは飼料用としても利用されている。

ケシは1981年、1987年、1996年から1997年、1999年から2000年の合計4度栽培されている。ケシと換金用のトウモロコシおよび綿花に関して、栽培の履歴を同時に見てみると、ケシが栽培された1981年、1987年、1996年から1997年は、ちょうど換金作物の転換期にあっていた。

(3) 陸稲畑の移動

F家では陸稲の栽培が1980年代から現在まで続けられている。陸稲の連作年数の最も長い事例では、1995年から1998年にかけての4年間連作された事例があった。ただし、この時の陸稲栽培にはすでに除草剤が導入されている。陸稲は全陸稲栽培事例21事例中16事例において、単年度の耕作後、畑を移していた。

F家がこれまでに耕作した陸稲畑の分布を見てみると、畑は村の北部の標高約900m以下の地域に分布していた。村の南側の山腹が利用されないのは、総じて標高1000m以上と標高が高く、陸稲の栽培に適さないためであるという。

1989年には村から5km以上離れた畑を利用して陸稲の栽培が単年度のみ行なわれた。この畑はF家の畑のうち最も距離の離れた地域の畑である。

2002年と2003年にF家では、村内の他の家の畑を無償で借りて陸稲を栽培している。F家において、他の家の畑を借りて耕作を行なった作物の事例は陸稲のみである。

3] 土地

調査村の土地はすべて国有地である。村民は土地に関し、その利用権を主張することができるが、所有権を得ることはできない。ここではF家の事例から、具体的に、新規開墾、畑の相続(分与)、畑の貸与、畑の売買の事例について見てみる。

F家がこれまでに耕作を行なった畑は、全部で合計25カ所明らかになった。この25カ所のうち、F家が新

規開墾した畑は15カ所、親から相続した畑は4カ所、他の家から借りて耕作を行なった畑は3カ所、森林局から借りて耕作を行なった畑は1カ所であった。さらに、1975年頃に、貸していた米の代わりに畑の利用権を得た畑が1カ所見られる。また、どのような経緯で利用することになったのか不明な畑が1カ所ある。

新規に開墾された15カ所の畑について開墾の年代を見てみると、1980年以前に開墾された畑が10カ所、1981年以降に開墾された畑が5カ所であった。さらに新規に開墾された畑のうち3カ所の畑では、F家が畑を開墾する前に畑の利用権を持つ者がいたが、彼らが姿を消したので開墾を行なった。

村の慣習によって、新規に開墾した畑に関しては開墾者が利用権を主張することができる。F家が新規に開墾した畑のうち、1996年に開墾した1カ所の畑は、ケシの栽培のみを目的として、違法であることを知りながら、継続的な利用を考えずに耕作を行なった畑である。この畑に関して、F家は利用権を主張することはできない。このため、F家が新規開墾によってF家が利用権を主張できる畑は14カ所である。このことから、F家が本来、利用権を主張することができる畑は、親から相続した畑4カ所と、米の代金の代わりとして利用権を得た1カ所の畑も合わせて、合計で19カ所であることが明らかになった。

4] 流通

F家ではケシを1981年、1987年、1996年から1997年、1999年から2000年の合計4度栽培した。F家の住人でアヘンを吸引するものはいない。特に1996年から1997年にかけて採取したアヘンは、F家の主人が近隣のモン族の者に個人的に販売したことがわかった。また、1981年以降の栽培によって、採取されたアヘンは少量であり、商人によるアヘンの買い付けは行なわれていない。

換金用のトウモロコシの販売は、1980年代中頃にも行なわれている。このときには、タイ族系民族の仲買人が六輪トラックで畑までトウモロコシを買い付けにきた。2003年と2004年に筆者が観察したトウモロコシ販売の事例においても、タイ族系民族の仲買人によるトウモロコシの買い付けが行なわれていた。

5. 農地の変遷と森林局および近隣村との関係

1] 村落間の境界の設定と森林局による土地区分

1987年に調査村とタイ族系民族の隣村との間に、村の南の分水嶺を用いて村落間の境界が設定された。

1991年には、森林局の支部の事務所が調査村から東へ約4キロメートル離れた隣村の近くに建設され、調査村を含む201平方キロメートルの地域の管理を始めた。そして森林局は水源地の保全を目的として、1991年に管理区域の森林と農地の区分を行なった。

2] 村落間の境界の設定と森林局による土地区分による現地への影響

村落間の境界の設定と森林局による森林と農地の区分が住民に与えた影響について、F家を事例から現地の対応をみている。

1987年に行なわれた村落間の境界の設定によって、F家では2カ所の畑の利用権を失った。これらの畑はいずれも、F家が境界の設定以前に畑を開墾することで、利用権を得た畑だった。

1991年に行なわれた森林と農地の区分によって、F家では11カ所の畑の利用権を失った。これらの畑には、両親から相続した2カ所の畑が含まれている。

このように、村落間の境界の設定と森林局による土地区分によって、F家では合計13カ所の畑の利用権を失った。さらに、F家では1989年と1994年に合計3カ所の畑を3人の息子に分与している。このため、F家が2004年に利用権を主張できる畑は4カ所のみとなっている。

村全体で見ると、新規開墾を行なった経験がない世帯主が6人いることが明らかになった。この6名のうち4名は30代の比較的若い世帯主である。調査村では、土地の利用が大幅に制限されたため、畑は新規に開墾するものではなく、親から相続もしくは分与されるものになっている。

このように森林局の政策は、F家以外の村民にも大きな影響を与えた。しかし、調査村において組織だった抵抗活動や抗議行動がおこなわれたという話は聞かれなかった。また、畑が利用できなくなったことに対して政

府による村民への補償も行なわれていない。

6. まとめと考察

1] 土地利用の変遷

1960年代末において調査村周辺には、すでに原生林とよべるような森林はみられず、疎林を利用した焼畑が広く営まれていた。長屋型の出作り小屋が1990年まで利用されており、この時代まで樹木を伐採するような焼畑が行なわれていた。

村の南の山腹ではケシ栽培が1960年代まで盛んだった。しかし、1960年代末に政府による取り締まりが始まると山腹は利用されなくなっていった。ケシ栽培が衰退して行くなかで、1980年代には、すでに村では換金用のトウモロコシや綿花の栽培が試みられていた。1990年代になり、森林と農地の区分が行なわれ、土地利用が大きく制限されると、常畑化が強いられるようになった。村では1990年代中頃から、F家では1999年から換金用のトウモロコシの栽培を化学肥料と除草剤を用いて行うようになった。そして陸稲の栽培にも、化学肥料と除草剤が利用されるようになっていく。

2] 土地の利用権

調査村の土地は全て国有地である。調査村周辺地域では、慣習として畑を新規に開墾した場合、その畑の利用権を得ることができた。そして、このような利用権は、村落内および村落間ではっきりと認識されていた。このため畑を開墾する際にはその土地の利用権を持つ者の有無を意識しなければならなかった。

畑の利用権は、利用権が世襲化されていることからわかるように、家の財産として認識されていた。さらに、貸していた米の代わりに畑の利用権を得た事例からわかるように、利用権がお金に代わる財産として認識されていた。

いっぽうで、このように明確な土地の権利意識を持ちながら、調査地域では1990年代初めまで新規開墾を行なうことが可能だった。これは、調査地域で1968年にラオスとタイとの間に起きた戦乱によって、人口の移動が生じ、土地の利用権が白紙に近い状態に戻ったためであると考えられる。さらに政府による取り締まりによってケシ栽培が困難となったために、この地域を離れる者もいたことも、土地の利用権を持つ者の数の減少をもたらしたものと考えられる。

3] 国家政策 森林局と地域社会

調査村の土地利用に大きな影響を与えた政策として、(i) 1960年代末に始まった政府によるケシ栽培に対する取り締まり、(ii) 1987年に行なわれた村落間の境界の設定、(iii) 1991年に森林局によって行なわれた森林と農地の区分、の3つが挙げられる。

政府によるケシ栽培への取り締まりによって、山腹での耕作は徐々に行なわれなくなっていった。

1987年に設定された村落間の境界は、調査村とタイ族系民族の村の間の境界である。調査村の東部と南部には、それぞれヤオ族の村が存在するが、これらの村落との境界は、上記の境界と比べると不明瞭である。ヤオ族とタイ族系という民族の違いがこのような明確な村落間の境界の設定に関係しているものと思われる。

特に1991年に森林局が行なった、森林と農地の区分によって村の土地利用は大幅に制限された。森林局は区分を行なういっぽうで、植林活動を続けており、土地の管理・監視を続けている。

ヤオの人々は、焼畑民として知られてきたが、国家政策によって土地利用が制限された結果、村の畑は常畑化している。そして、畑は森林を伐採して新規に開墾するものではなく、親から相続(分与)されるものになっている。

注

- 1 タイで利用されている5万分の1の地形図では、林冠の鬱閉度が25～75%の森林は疎林(Open Forest)、林冠の鬱閉度が85%以上の森林は鬱閉林(Dense Forest)に区分される。

- 2 現地ではチン・ホーと呼んでいるものを、筆者がホー族としている。しかし、吉野先生に、ここでいうホー族は、厳密にホー族を示すものではなく、広く中国系の人々を指していると考えるのが妥当であるとの指摘をいただいた（2005年1月22日に国立民族学博物館で行なわれた「北タイ班研究会」での質疑応答）。
- 3 商人達が村ではなく山腹に店を開いたのは、この時期には村民がケシ栽培のために山腹の出作り小屋で生活をしてきたためである。

参考文献

- 増野高司 2003 「タイ北部におけるヤオ族の生業とその変遷に関する生態人類学的研究」『総合地球環境学研究所 研究プロジェクト 4-2 2003 年度報告書 アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945-2005』pp.28-34.
- 増野高司 2005 印刷中 「焼畑から常畑へ - タイ北部の山地民」池谷和信編『熱帯アジアの森の民』人文書院。

Abstract

The purpose of this study is to clarify land use change in a Yao (Mien) village at Northern Thailand from year 1960 to 2004. The results are as follows.

① Judging from old topographic map, there was no Dense Forest around the Village in the 1960s. It seemed that the villagers conducted slash and burn agriculture by cutting Open Forest in the 1960s. And the villagers conducted slash and burn agriculture until early 1990s.

② Thai government policies, prohibition of opium cultivation from the end of 1960s and establishment of the boundary of villages in 1987 and demarcation of farmland and forestland in 1991, influenced land use in the village. Especially, the demarcation of farmland and forestland by Forest Department deprived many land tenure of villagers. So the villagers were compelled to conduct sedentary farming at the limited farmland after this policy was enforced.

③ People who clear forest customary can get land tenure in the village. The villagers have considered land tenure as their property at least since 1970s. Land tenure can be inherited from their parents. And the owner of land tenure can use land tenure as substitute for money. There is no place to make new farmland in these days. So the villagers have only two alternatives to get new land tenure, buying it from others or inheriting it from their parents.